

委託調査研究に係る企画競争の実施要領

一般財団法人建設業情報管理センター（以下「CIIC」という。）は、下記の調査研究の委託先を選定する目的で、下記の要領により、企画競争を実施します。当該企画競争への参加を希望する法人は、実施要領を熟読の上、所定の様式の文書を作成し、応募してください。

CIIC は、厳正かつ公正な審査の結果に基づき、委託先を決定します。

記

I. 委託調査研究の概要

1. 調査研究の件名

地域建設産業のあり方に関する調査研究

2. 調査研究の目的

CIIC は、都道府県からの、地域建設産業のあり方に関する提言を、有識者で構成する委員会における審議を経て取りまとめてほしいとの要望に応じて、平成 22 年度以来毎年度、CIIC の公益的事業として地域建設産業のあり方に関する調査研究を実施してきた。平成 30 年度は、青森県及び岩手県をモデルに選び、青森県の地域建設産業のあり方に関する提言及び岩手県の地域建設産業のあり方に関する提言をそれぞれ取りまとめ、それらを公表して、他の都道府県をはじめ多くの方々に役立てる。

3. 調査研究の実施期間

委託調査研究契約書締結後、平成 31 年 3 月 7 日（木）まで。

4. 調査研究の成果品

- ① 「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書
- ② 「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書
- ③ 「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書概要版
- ④ 「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書概要版
- ⑤ ①から④までに係る電子データその他バックデータ

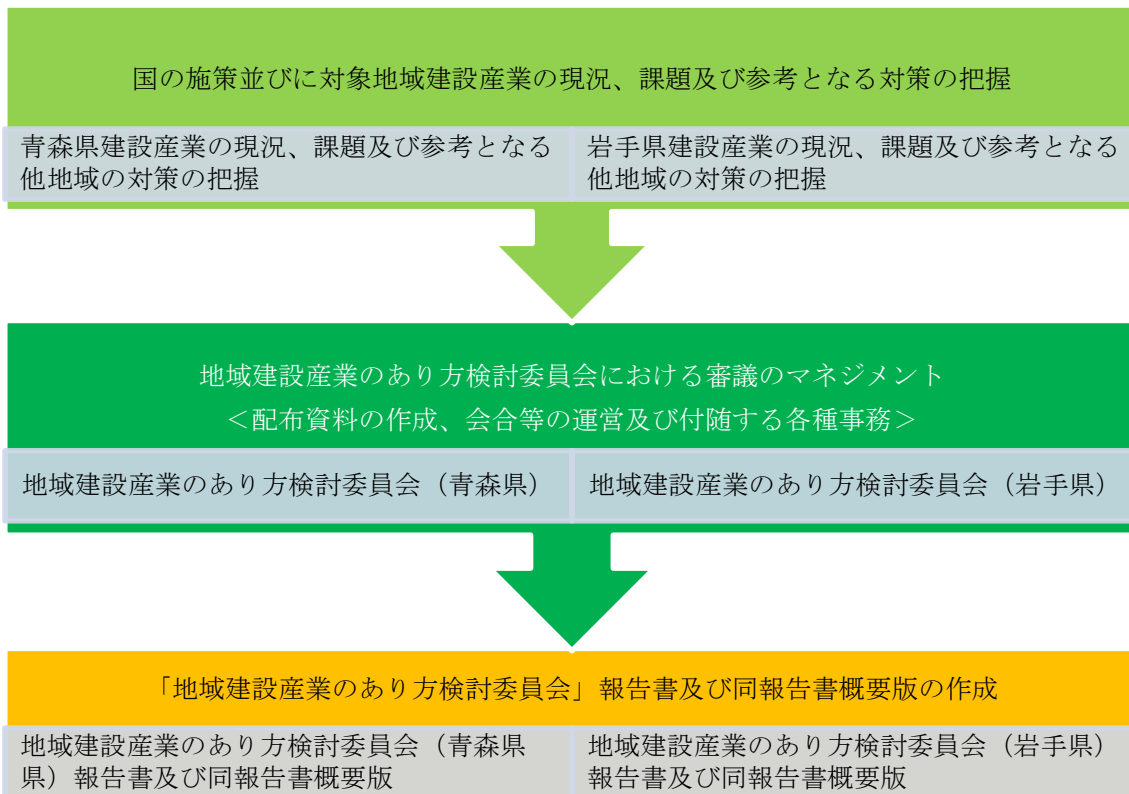
5. 委託料

委託料は、2,200万円（消費税等を含む。）程度で、IV. 及び V. に掲げる業務すべてに係る金額

II. 平成 30 年度地域建設産業のあり方に関する調査研究に係る委託業務の模式図

平成 30 年度地域建設産業のあり方に関する調査研究は、「2モデル県－2地域建設産業のあり方検討委員会－2地域建設産業のあり方検討委員会報告書」体制で実施する。

以下は、その模式図である。



（注）地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）座長は、大橋弘東京大学大学院経済学研究科教授。地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）座長は、井出多加子成蹊大学経済学部教授。地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）及び地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）（以下「両委員会」という。）の概要は、IV -8. から 11. を参照。

III. 企画競争参加要件

1. 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
2. 平成 28 ・ 29 ・ 30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
3. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

IV. 受託業務の内容（注）ほぼ、時系列で記述。

1. 調査研究の目的を、委託者と十分コミュニケーションを取りつつ、把握する。
2. 現行計画及び先行調査研究結果を熟読し、十分把握する。

（注）引用文献のほとんどは、作成者等の Web サイトからダウンロード可能。
以下同じ。

- ① 青森県建設産業振興指針 2011（平成 23 年 3 月、青森県県土整備部監理課）
- ② 青森県建設産業ビジョン—真に豊かな 21 世紀のロマンあふれる

- 「輝くあおもり新時代」の担い手を目指して—（平成 15 年 3 月、青森県）
- ③ 青森県建設産業アクションプラン～建設産業の再生・活性化をめざして～（平成 16 年 3 月、青森県）
 - ④ いわて建設業振興中期プラン（平成 27 年度～平成 30 年度）（平成 27 年 4 月、岩手県県土整備部）
 - ⑤ 「地域建設産業のあり方検討委員会（静岡県）」報告書（平成 30 年 3 月、CIIC）
 - ⑥ 「地域建設産業のあり方検討委員会（佐賀県）」報告書（平成 30 年 3 月、CIIC）
 - ⑦ 建設産業政策 2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～（平成 29 年 7 月 4 日、建設産業政策会議）
3. 建設産業に関する法律、国の戦略、計画、アクション・プログラム、指針等及び民間の提言を熟読し、建設産業の法制・経済・社会的枠組みを把握する。
- ① 建設産業政策（以下に列挙する文書を含むが、それらにとどまらない。）
 - (ア) 建設業法研究会編著『建設業法解説 [逐条解説] 改訂 12 版』（2016、大成出版社）
 - (イ) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号。通称「入契法」）
 - (ウ) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号。通称「品確法」）
 - (エ) 建設産業における生産システム合理化指針（1991、建設省）
 - (オ) 建設産業政策大綱（1995、建設省）
 - (カ) 建設産業再生プログラム（1999、建設省）
 - (キ) 建設業の再生に向けた基本指針（2002、国土交通省）
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく企業・産業再生に関する基本指針を踏まえた事業分野別指針。2014 年 1 月 20 日廃止。
 - (ク) 建設産業政策 2007（2007、国土交通省）
 - (ケ) 建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針（2011、国土交通省）
 - (コ) 建設産業の再生と発展のための方策 2011（2011、国土交通省）
 - (サ) 建設産業の再生と発展のための方策 2012（2011、国土交通省）
 - (シ) 再生と進化に向けて：建設業の長期ビジョン（2015、一般社団法人日本建設業連合会）
 - (ス) インフラ・ストック効果：新時代の社会資本整備の指針（2015、インフラ政策研究会）
 - ② 国土形成計画
 - ③ 地方創生
 - ④ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015
 - ⑤ エネルギー基本計画
 - ⑥ 「日本再興戦略」改訂版

4. 過去の青森県及び岩手県の建設産業施策を整理する。
5. 調査研究の目的に鑑み、上記の既存枠組みを踏まえ、両委員会の活動開始に先立ち、委託者と十分コミュニケーションを取りつつ、適切な調査研究コンセプトを作成する。
6. 青森県経済及び地域建設産業の現況に係る客観データ及び岩手県経済及び地域建設産業の現況に係る客観データを収集し、分析する。
7. 青森県建設企業の経営事項審査評点特に、経営状況分析評点（Y評点）及び岩手県建設企業の経営事項審査評点特に、経営状況分析評点（Y評点）のデータを収集する。
8. 地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）会合を合計3回、現地視察を1回実施する。
 - ① 会合
 - (ア) 特別な事情が生じない限り、地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）第1回会合を平成30年7月乃至8月に、第2回会合を平成30年12月に、第3回会合を平成31年1月に、それぞれ、CIIC会議室において開催する。
 - (イ) 受託者は、委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）の日程調整、委員等の出欠確認、配付資料の準備、ミネラルウォーター等の調達、会合の議事進行、平成27年度実績に準じた委員謝金及び交通費の支払い、議事録（1回当たり概ね4ページとする。）の作成その他すべての委員会運営に係る業務を、受託者の費用負担において行う。
 - (ウ) 受託者の担当者は、会合当日十分な時間的余裕をもって会場に到着し、関係者との打合せ、最終点検等を行う。
 - ② 現地視察
 - (ア) 特別な事情が生じない限り、地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）現地視察を、1泊2日の日程で、平成30年10月乃至11月に実施する。
 - (イ) 受託者は、委員等の日程調整、委員等及び青森県並びに一般社団法人青森県建設業協会その他の地元建設業関係団体（以下「地元団体」という。）への開催通知の発送、出席予定者の出欠確認、意見交換会への出席者、配付資料等に係る地元団体との連絡調整、宿泊施設の手配、運転手付き貸切大型バス（正席45以上）の手配、関係者懇談会の設営及び進行、意見交換会における配付資料の準備、昼食及び茶菓の手配、意見交換会の議事進行、平成27年度実績に準じた委員謝金及び交通費の支払い、議事録（1回当たり概ね4ページとする。）の作成その他すべての現地視察関係事務を、受託者の費用負担において行うものとする。
 - (ウ) 受託者は、現地視察初日の前日に現地入りし、関係者との調整、委員等の出欠、委員等の名札、配布資料その他の最終点検を行う。
9. 地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）第1回会合兼現地視察及び第2回会合を実施する。
 - ③ 第1回会合兼現地視察
 - (ア) 特別な事情が生じない限り、地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）

第1回会合兼現地視察を平成30年8月に、盛岡市及びその周辺で開催する。

- (イ) 受託者は、委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）の日程調整、委員等の出欠確認、配付資料の準備、ミネラルウォーター等の調達、会合の議事進行、平成27年度実績に準じた委員謝金及び交通費の支払い、議事録（1回当たり概ね4ページとする。）の作成その他すべての委員会運営に係る業務を、受託者の費用負担において行う。
- (ウ) 受託者は、委員等及び岩手県並びに一般社団法人岩手県建設業協会その他の地元建設業関係団体（以下「地元団体」という。）への開催通知の発送、出席予定者の出欠確認、意見交換会への出席者、配付資料等に係る地元団体との連絡調整、宿泊施設の手配、運転手付き貸切大型バス（正席45以上）の手配、関係者懇談会の設営及び進行、意見交換会における配付資料の準備、昼食及び茶菓の手配、意見交換会の議事進行、平成27年度実績に準じた委員謝金及び交通費の支払い、議事録（1回当たり概ね4ページとする。）の作成その他すべての現地視察関係業務を、受託者の費用負担において行うものとする。
- (エ) 受託者は、現地視察初日の前日に現地入りし、関係者との調整、最終点検等を行う。

② 第2回会合

(ア) 特別な事情が生じない限り、地域建設業のあり方検討委員会（岩手県）第2回会合を平成30年12月に、CIIC会議室において開催する。

- (イ) 受託者は、委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）の日程調整、委員等の出欠確認、配付資料の準備、ミネラルウォーター等の調達、会合の議事進行、平成27年度実績に準じた委員謝金及び交通費の支払い、議事録（1回当たり概ね4ページとする。）の作成その他すべての委員会運営に係る業務を、受託者の費用負担において行う。

(ウ) 受託者の担当者は、会合当日十分な時間的余裕をもって会場に到着し、関係者との打合せ、委員等の出欠、委員等の名札、配布資料その他の最終点検を行う。

- 10. 受託者は、両委員会会合の開催及び現地視察の実施に先立って、事前に、委員その他関係者に、当日の配布資料をソフトコピーで送付するものとする。
- 11. 調査研究コンセプトを遵守し、本要領I-2を踏まえ、両委員会における委員その他の発言をできる限り尊重しつつ、委託者と十分コミュニケーションを取って、報告書を作成する。

V. 事務局

- ① CIIC担当者及び企画提案書に添付した業務実施体制図（IX-2-(2)参照。）に記載された受託者職員（以下「事務局」という。）は、定期的に会合するとともに、要すれば、随時会合し、情報を共有する。
- ② 事務局会合は、両委員会の運営に違いが生じることを防ぐため、事務局全員の参加を原則とする。
- ③ 事務局会合は、必要に応じて行うものを除き、調査研究委託契約期間中、概ね、

毎月1回行う。

- ④ 事務局は、各会合及び現地視察（以下「会合等」という。）毎に構成員の役割分担表を作成し、両委員会の運営に万全を期す。
- ⑤ 事務局は、十分な時間的余裕をもって会合等で配布する資料の案を作成し、事前に、委員会座長に諮り、委員会座長の了解を得て、会合等で配布する。

VI. 報告書の仕様（注）特に区別しない限り、地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）報告書及び地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）報告書に共通。

1. 構成及び記載事項

報告書は、次の部分で構成し、記載する。

- ① 表紙1
横書きで、上から順に、題名（「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書又は「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書）、公表年月（平成31年3月）及び委託者名（一般財団法人建設業情報管理センター）を、括弧内のとおりに印刷すること。委託者名を、絶対に失念しないこと。
- ② 表紙2
「地域建設産業のあり方検討委員会」報告書バックナンバーを印刷すること。
- ③ 背表紙
縦書きで、上から順に、題名（「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書又は「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書）、公表年月（平成31年3月）及び検討主体（「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」又は「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」）を、括弧内のとおりに印刷すること。
- ④ 目次
- ⑤ はじめに
「地域建設産業のあり方検討委員会（静岡県）」報告書及び「地域建設産業のあり方検討委員会（佐賀県）」報告書の「はじめに」の文体、構成等を踏襲すること。
- ⑥ エグゼクティブ・サマリー
(ア) 「エグゼクティブ・サマリーは、非常に短時間に報告書の全貌を読者に伝達することを目的とする、起承転結のある要約」と認識すること。概要と混同しないこと。
(イ) 1ページに納めること。
(ウ) 本要領I-2. 及びモデル県を選んだ理由（起）→報告書の構成（承）→モデル県の建設産業の課題（転）→モデル県の建設産業のあり方に係る提言（結）
- ⑦ 本文
150ページを目途とすること。
(ア) 本文 提言編
（注）「地域建設産業のあり方検討委員会（静岡県）」報告書及び「地域建設産業のあり方検討委員会（佐賀県）」報告書の提言編の項立てに倣うこと。

- i. 全体概要
- ii. 基本目標 1
 - 施策 1
 - ・
 - ・
- 基本目標 2
 - 施策 1
 - ・
 - ・
 - ・

(イ) 本文 データ分析編

- i. 「地域建設産業のあり方検討委員会（静岡県）」報告書及び「地域建設産業のあり方検討委員会（佐賀県）」報告書のデータ分析編の項立てに倣うこと。具体的には、Microsoft Word 2010 のアウトライン機能を用いること。

⑧ 資料編

(ア) 次の配付資料は、原則として、資料編に収録すること。

- i. 第 1 回会合、第 2 回会合及び第 3 回会合の配付資料のうち本文に収録されなかった配付資料であって、参考のため収録すべきもの
- ii. 現地視察における意見交換会の配付資料全部

(イ) 会合、現地視察意見交換会及び現地視察企業訪問の議事録（1 件当たり概ね 4 ページを目途とする。）ただし、参加者全員の了承を得たものに限る。

⑨ 奥付

題名、発行年月、【編著 発行】CIIC の正式名称（一般財団法人建設業情報管理センター）、所在地及び連絡先並びに本報告書を複写し、営利目的で頒布することを禁ずる旨の警告を記載すること。

⑩ 表紙 3（無地）

⑪ 表紙 4（無地）

2. 体裁

- ① 原稿は、Microsoft Word 2010 を用いて作成すること。
- ② 過去の地域建設産業のあり方検討委員会報告書の体裁（例 表紙の紙質及び色彩）を、踏襲する。
- ③ 3 つ以上の変数を同時に表示するグラフは、同一色相の濃淡ではなく、色相の異なる色を用いて印刷すること。
- ④ 図表には、必ず、図表番号を付すこと。
- ⑤ 図表番号は、3 連の算用数字（例 図表 1-1-2）とすること。4 連以上の算用数字は、不可。
- ⑥ 図表作成に当たり使用した統計
 - 統計は、必ず、その作成者（受託者のオリジナルであれば、受託者）の正式名称、その正式名称（いずれも、略称は、不可。）、その対象年度（年）その他の諸元を、図表の下に明記すること。

⑦ 転載資料

(ア) 転載資料は、必ず、その出典を明記すること。

(イ) 転載資料は、両委員会報告書案の段階で、必ず、その著作者から転載許諾を受けること。転載許諾を得ていない資料を用いてはならない。

VII. 報告書概要版の仕様

1. 体裁

- ① 原稿は、Microsoft PowerPoint 2010 を用いて作成すること。
- ② 表紙及び本文合わせて 12 枚乃至 15 枚とすること。
- ③ 奥付（題名、発行年月、【編著 発行】CIIC の正式名称（一般財団法人建設業情報管理センター）、所在地及び連絡先並びに本報告書概要版を複写し、営利目的で頒布することを禁ずる旨の警告）を付すこと。
- ④ 地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）報告書及び地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）報告書（以下「両報告書」という。）それぞれのエグゼクティブ・サマリー（Ⅵ.-1.- ⑥参照）を踏まえ、両報告書の訴求点（例 従来の報告書にない新しい分析、注目を集める提言、従来の報告書にない新しい提言）を網羅しつつ、減り張りのある構成及び記述とすること。両報告書それぞれの機械的な要約でないこと。
- ⑤ 将来パンフレットとして印刷する可能性があるため、配色、レイアウト、フォント選択その他グラフィックデザインに十分配慮すること。
- ⑥ できる限り、図表及びグラフを用いること。
- ⑦ 文章は、できる限り、簡潔にすること。

2. 転載資料

転載資料は、その出典を明記し、その著作者から転載許諾を受けること。

VIII. 契約条件

1. 受託者は、Ⅳ及びⅤに記す業務を、忠実に実行すること。
2. 受託者は、両委員会会合の配布資料、両委員会現地視察に係る配布資料（以下「配布資料」という。）、両委員会報告書骨子案、両委員会報告書案その他両委員会に係る文書（以下「業務文書」という。）の作成に当たり、地域建設産業のあり方に関する調査研究事業が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業であるとともに、両委員会委員が、政府機関が発表する各種報告書と同等の完成度を有する業務文書を強く求めていることに鑑み、委託者のプロフェッショナリズムを遺憾なく発揮するよう務めなければならない。

具体的には、

(1) 以下の要領で、校閲（注1）を徹底すること。

- ① 業務文書の作成に当たり、執筆者は、必ず、文書校閲支援ツール（応用ソフトウェア）を使用しなければならない。仮に、文書校閲支援ツールを所有していなければ、新たに購入し、費用の積算に加えること。
- ② 代表的な文書校閲支援ツールの点検項目は、次のとおり。（注2）

(ア) 誤りの点検

誤字脱字、仮名遣い、慣用表現、呼応表現、ら抜き表現、同音語誤り、二

重敬語、西暦・和暦その他

- (イ) 用語基準
送り仮名、漢字基準、公用文、難しい語の言換え、旧字体、商標・商品名、数字の表記その他
 - (ウ) 表現洗練
文体の統一、重ね言葉、同一助詞の連続、二重否定、修飾関係、並列関係その他
 - (エ) 字種統一
単位、句読点、カタカナ、数字、記号、アルファベットその他
 - (オ) 長さ
文、句読点、ひらがな、カタカナ、漢字その他
 - (カ) 環境依存文字
外字、機種依存文字及び JIS X 0213:2004 で例示字形が変更された漢字
 - (キ) スペリング
先頭のみ大文字の単語、すべて大文字の単語、数字を含む単語、全角を含む単語その他
 - (ク) 表記ゆれ
外来語のみ / 全部、全角半角・大文字小文字の区別を指摘する / しない
 - (ケ) 括弧
対応及び階層
 - (コ) 印刷標準字体
簡易慣用字体・デザイン差その他の文字
 - (サ) 予め設定したルールの実現
『第三回』→『第3回』といった洋・漢数字の区別その他独自の条件設定が行えるルール辞書による点検
- ③ 受託者の構成員が配布資料を分担執筆することは差し支えないが、配布資料の相当部分は、後に、両委員会報告書骨子案及び両委員会報告書案に流用されることを念頭に置いて、この段階でも、執筆者以外の者が、印刷された配布資料を校閲しなければならない。
- ④ 受託者の構成員が両委員会報告書骨子案及び両委員会報告書案を分担執筆することは差し支えないが、執筆者以外の者が、印刷された配布資料を校閲しなければならない。
- (注1) デジタル大辞泉の解説は、「[名] (スル) 文書や原稿などの誤りや不備な点を調べ、検討し、訂正したり校正したりすること。一方、「校正」は、原稿と印刷を照合し、原稿通りに訂正すること。業務文書には手書き原稿は存在せず、Microsoft Word 2010 を用いて作成することと規定 (VI.-2 ①及びVII.-1.①を参照。) しているため、校正はあり得ず、校閲である。
- (注2) JUST SYSTEMS ホーム > 製品・サービス > 文章校正支援ツール Just Right!6 Pro の製品解説の引用 (一部変更を含む)。

3. 受託者は、少なくとも、両委員会の運営に係る業務を統括する管理担当者1名、地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）の運営に当たる担当者1名及び地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）の運営に当たる担当者1名合計3名から成る業務実施体制を構築し、契約期間中常時維持しなければならない。
4. 受託者が指名する管理担当者は、いずれの委員会の担当者も兼ねることはできない。ただし、管理担当者が担当者を指揮すること及び担当者へ自らの知見を提供することは、妨げない。
5. 受託者が指名する地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）担当者は、地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）担当者を兼ねることはできない。ただし、両担当者間の、知見の相互提供、資料、データ等の融通及び統計解析に係る特殊な知識を必要とする作業を、いずれかの担当者が、両委員会分実施することは、妨げない。（統計解析に係る部分を除く、両委員会会合等への配布資料の起草及び現地視察に係るロジスティクス業務は、それぞれの委員会の担当者が行わなければならない。要するに、会合等特に現地視察の運営の支障となるため、横割り（文章担当と統計解析担当の分離）は、原則として、不可とする。）
6. 契約期間の終期は、平成30年3月7日（木）とし、受託者は、それまでに、定められた成果品を、委託者へ納入しなければならない。
7. 成果品の仕様は、次のとおりとする。
 - (1) 両報告書
 - ① 構成等はいずれも、Ⅵ．によること。
 - ② いずれも、A4判両面印刷とすること。
 - ③ それぞれ、300部（両報告書の合計600部）とすること。
 - (2) 「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」報告書概要版及び「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」報告書概要版（以下「両概要版」という。）
 - ① 構成等はいずれも、Ⅶ．によること。
 - ② 両概要版は、印刷することを要しない。
 - (3) バックデータ
 - ① 両報告書及び両概要版について、それぞれ、以下の（ア）及び（イ）の要件をともに満たす電子ファイルを、CD-R又はDVD-Rのいずれかの媒体で納入すること。
 - （ア）Microsoft Word 2010、Microsoft Excel 2010及びMicrosoft PowerPoint 2010で編集可能な電子データ（テキスト、図表、画像等を含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの。）
 - （イ）Adobe Acrobat Reader Xにてテキスト、図、画像等を含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの（ファイルサイズは、Webサイトで提供することに鑑み、再現性を損なわない範囲で、できる限り圧縮すること。）
 - ② 本業務の遂行に当たり、収集した書籍及び報告書（印刷製本されたものに限る。）
7. 委託者は、納入された報告書が、Ⅳ．に記す業務の成果品として適当であることを確認し、契約金額を、受託者に支払う。

8. 本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。
9. 委託者は、成果品の一部又は全部を、その Web サイトに登載することができるものとする。
10. 本業務に関して疑義、変更等が生じた場合は、委託者と受託者は、十分協議し、最善の解決策を追求すること。
11. 上記以外の条件は、契約書に特定する。
12. この実施要領に規定する条項は、契約の一部とみなされる。
例えば、契約書に該当条項がなくとも、受託者は、委託者と十分コミュニケーションを取って、業務を執行しなければならない。

IX. 企画提案書等の作成基準

応募者は、様式 1、様式 2-1、様式 2-2 及び様式 3 に、所定の事項を記載した企画提案書に、所定の資料を添付して、応募するものとする。

1. 企画提案書

(1) 企画提案書鑑^{かがみ}（様式 1）

日付、あて先、差出人、文書名及び本文を記載した送り状（A4 判 1 枚）

(2) 地域建設産業のあり方に関する調査研究（青森県）計画書（様式 2-1）

- ① 各業務内容の関係及び全体概要を、A4 判 1 枚に整理する。
- ② 調査研究の枠組みとなる、国の国土交通政策、建設産業政策、地方創生、産業政策、観光政策、エネルギー政策その他に係る分析を、A4 判 2 枚以内に整理する。
- ③ 調査研究の枠組みとなる、青森県の地域経済の状況、建設産業の現況、地域経済再生計画その他施策の動向に係る分析を、A4 判 3 枚以内に整理する。
- ④ ②③を踏まえた、調査研究の方法（事例分析、統計解析、定量的推計、アンケート調査等）、留意事項（県内の地域特性の違いその他）、成果の取りまとめ方法その他調査研究の方針を、A4 判 3 枚以内に整理する。
- ⑤ 図表及びグラフを使用しても差し支えない。

(3) 地域建設産業のあり方に関する調査研究（岩手県）計画書（様式 2-2）

- ① 各業務内容の関係及び全体概要を、A4 判 1 枚に整理する。
- ② 調査研究の枠組みとなる、国の国土交通政策、建設産業政策、地方創生、産業政策、観光政策、エネルギー政策その他に係る分析を、A4 判 2 枚以内に整理する。
- ③ 調査研究の枠組みとなる、岩手県の地域経済の状況、建設産業の現況、地域経済再生計画その他施策の動向に係る分析を、A4 判 3 枚以内に整理する。
- ④ ②③を踏まえた、調査研究の方法（事例分析、統計解析、定量的推計、アンケート調査等）、留意事項（県内の地域特性の違いその他）、成果の取りまとめ方法その他調査研究の方針を、A4 判 3 枚以内に整理する。

⑤ 図表及びグラフを使用しても差し支えない。

2. 添付書類

- (1) 各配置予定担当者（管理担当者及び担当者）の資格、経歴、業務多寡を確認するための手持ち業務の件数（特定後未契約のものも含む。）及び(4)中、担当した業務における本人の役割の状況（様式自由）
- (2) 応募者の業務実施体制図（様式自由）
 - ① 事務局会合に出席する予定の者に限って記載すること。
 - ② バックヤード支援を行う者は、記載しないこと。
 - ③ 「地域建設産業のあり方検討委員会（青森県）」担当者及び「地域建設産業のあり方検討委員会（岩手県）」担当者を明記すること。
- (3) 業務実施手順及び作業スケジュールを記した工程表（様式自由）
- (4) 同種又は類似業務の実績一覧表（様式3）

平成25年度から平成29年度の間を受託業務として実施した、同種又は類似業務のうち、契約金額500万円以上のものにつき、業務の名称、委託者の名称、契約金額、履行期間及び業務の概要を記載すること。

同種業務とは、建設産業に関する業務を、類似業務とは、他産業のあり方検討業務をいう。

配置予定担当者が担当した業務に、米印（※）を付すこと。
- (5) 再委託等を予定していないことを記載した書類（様式自由）
- (6) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査決定通知書の写し

X. 企画提案書の評価基準

- ① 調査研究企画案における業務内容の理解度の高さ
特に、建設業法制及び経営事項審査制度を理解していること。
- ② 調査研究企画案における実施方針の的確性
業務の目的・趣旨に沿った、的確な実施方針（視点と方向性）が示されていること。特に、地域性の重要性を理解していること。
- ③ 調査研究企画案における提案内容の的確性及び独創性
青森県建設産業の地域特性及び岩手県建設産業の地域特性並びに記のⅣ.-2.各号に掲げる現行計画及び先行調査研究結果を的確に理解した上で、独創的な提案を行っていること。
- ④ 統計解析能力
各種公表統計データを基に、表章し、（棒、折れ線、円、面、散布、レーダー、箱ひげその他）グラフ／図化し、要すれば、諸変数を相関分析し、因子分析し、判別分析し、重回帰分析（自由度補正済み決定係数、t値、符合条件等による最もフィットのよい線形式の特定）によって変数間の因果関係を特定する作業を、一貫して、独力（再委託なし）で行える能力を有すること。ただし、CIICに必要最小限の協力を求めることは、この限りでない。
- ⑤ 推計能力
コーホート変化率法によるモデル県の技能労働者数の将来推計をはじめ、各種

の推計作業（重回帰分析等の結果を踏まえたものを含む。）を、一貫して、独力（再委託なし）で行える能力を有すること。ただし、CIIC に必要最小限の協力を求めることは、この限りでない。

- ⑥ 配置予定担当者の経歴並びに同種及び類似業務の実績を基準とする能力
配置予定担当者（管理者担当者及び担当者）は、資格・実績等本業務の遂行に必要な知識・経験を備えていること。
- ⑦ 業務の実施体制の充実度
本業務の遂行に必要な実施体制となっていること。青森県専任担当者及び岩手県専任担当者をそれぞれ1名（合計2名）配置していること。管理担当者は、これら専任担当者を統括すること。
- ⑧ 業務の作業工程の妥当性
この実施要領の内容を正確に反映していること。
- ⑨ 企画提案のプレゼンテーションの巧みさ（要約の的確性及び訴求力）
企画提案書の要点が整理され、巧く取りまとめられていること。図表、グラフ等を適宜使い、わかりやすく、CIIC の意図を踏まえた、訴求力のある説明であること。

XI. 企画提案書等の提出等

- (1) 提出期限 平成30年6月6日（水）17時00分（必着）
- (2) 提出方法 (4)に持参するか又は(4)あて書留郵便若しくは宅配便で送ること。
ただし、(5)のメールアドレスあて電子データを送付することも可とする。
- (3) 提出書類に係る注意
 - ① 各1部提出すること。
 - ② 企画提案書は、ダブルクリップで留めること。製本、簡易製本又はホチキス留めないこと。
- (4) 提出先
〒104-0045 東京都中央区築地二丁目11番24号 第29興和ビル7階
一般財団法人建設業情報管理センター企画業務部 佐藤あて
電話 03-5565-6191 （担当：佐藤）
- (5) 本要領の内容に関する質問
 - ① kikaku-teian@ciic.or.jp あて電子メールによること。
 - ② 質問の締切は、5月23日（水）送信分とする。

XII. プレゼンテーション

- (1) 企画提案者は、6月8日（金）以降の指定された日に、CIIC 会議室において、企画提案に係るプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) プレゼンテーションは、Microsoft PowerPoint スライドの映写及び解説によるものとする。
- (3) プレゼンテーションの実施細則は、6月7日（木）に、企画提案者へ通知する。

XIII. 通知、公表その他

- (1) CIIC は、委託先の決定後速やかに、すべての企画提案者へ、企画提案書の採否結果を文書で通知する。
- (2) CIIC は、委託先の決定後速やかに、その Web サイトにおいて、決定した委託先を公表する。
- (3) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の費用一切は、企画提案者の負担とする。
- (4) CIIC は、企画提案者に無断で、提出された企画提案書等を 2 次利用しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。

以 上

(様式 1)

平成 30 年 月 日

一般財団法人建設業情報管理センター理事長 殿

企画提案書

所在地
商号又は名称
代表者名 印

下記のとおり、平成 30 年度地域建設産業のあり方に関する調査研究に係る企画提案書を提出致します。

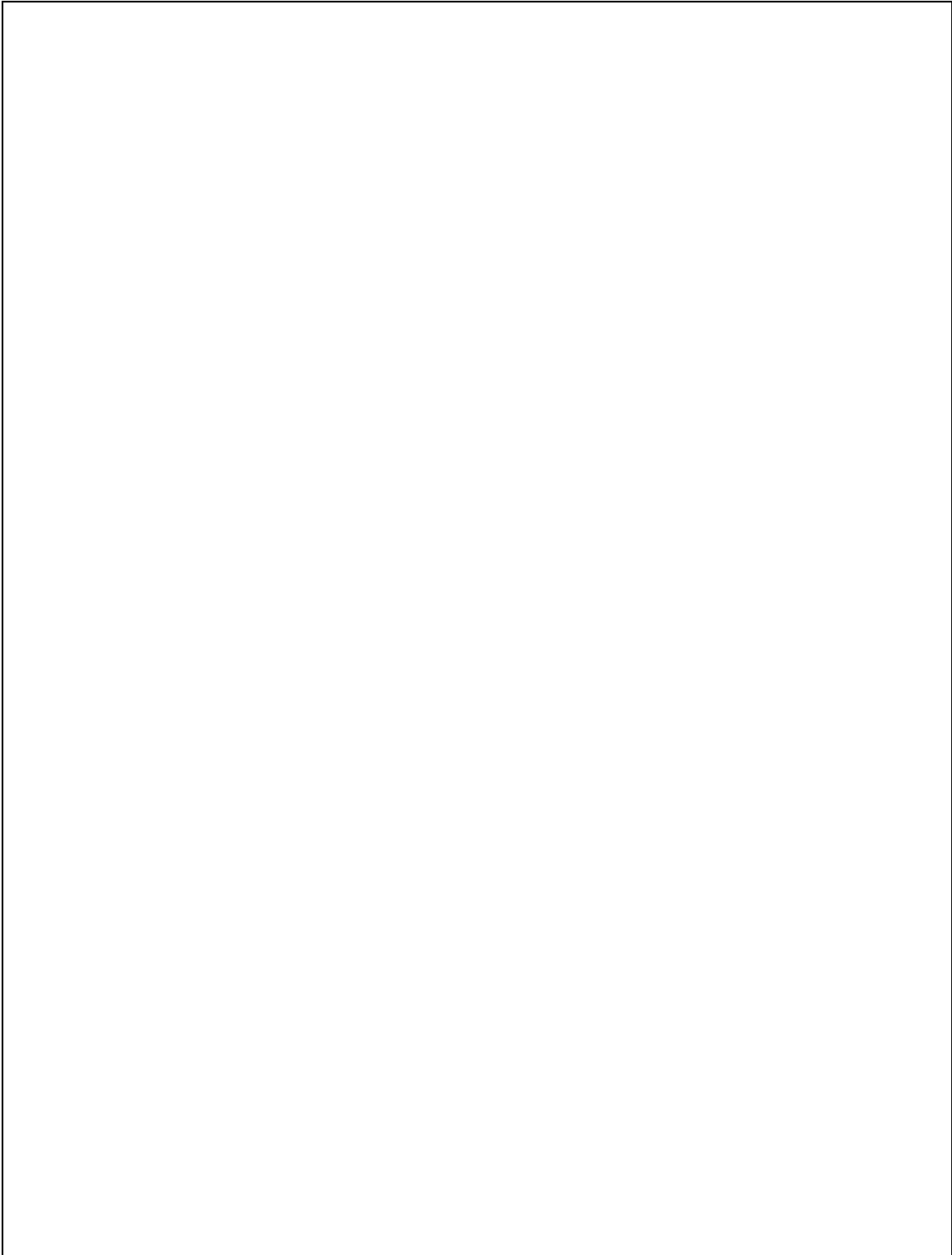
記

1. 企画提案書
地域建設産業のあり方に関する調査研究（青森県及び岩手県）計画書
2. 添付書類の内訳
 - ① 各配置予定担当者（管理担当者及び担当者）の資格、経歴、業務多寡を確認するための手持ち業務の件数（特定後未契約のものも含む。）及び①中、担当した業務における本人の役割
 - ② 応募者の業務実施体制図
 - ③ 業務実施手順及び作業スケジュールを記した工程表
 - ④ 同種又は類似業務に関する実績一覧表
 - ⑤ 再委託等を予定していないことを記載した書類
 - ⑥ 資格審査結果通知書（写）
3. 連絡先
 - ① 担当部署名
 - ② 役職名
 - ③ 氏名
 - ④ 電話番号
 - ⑤ e-mail アドレス

以上

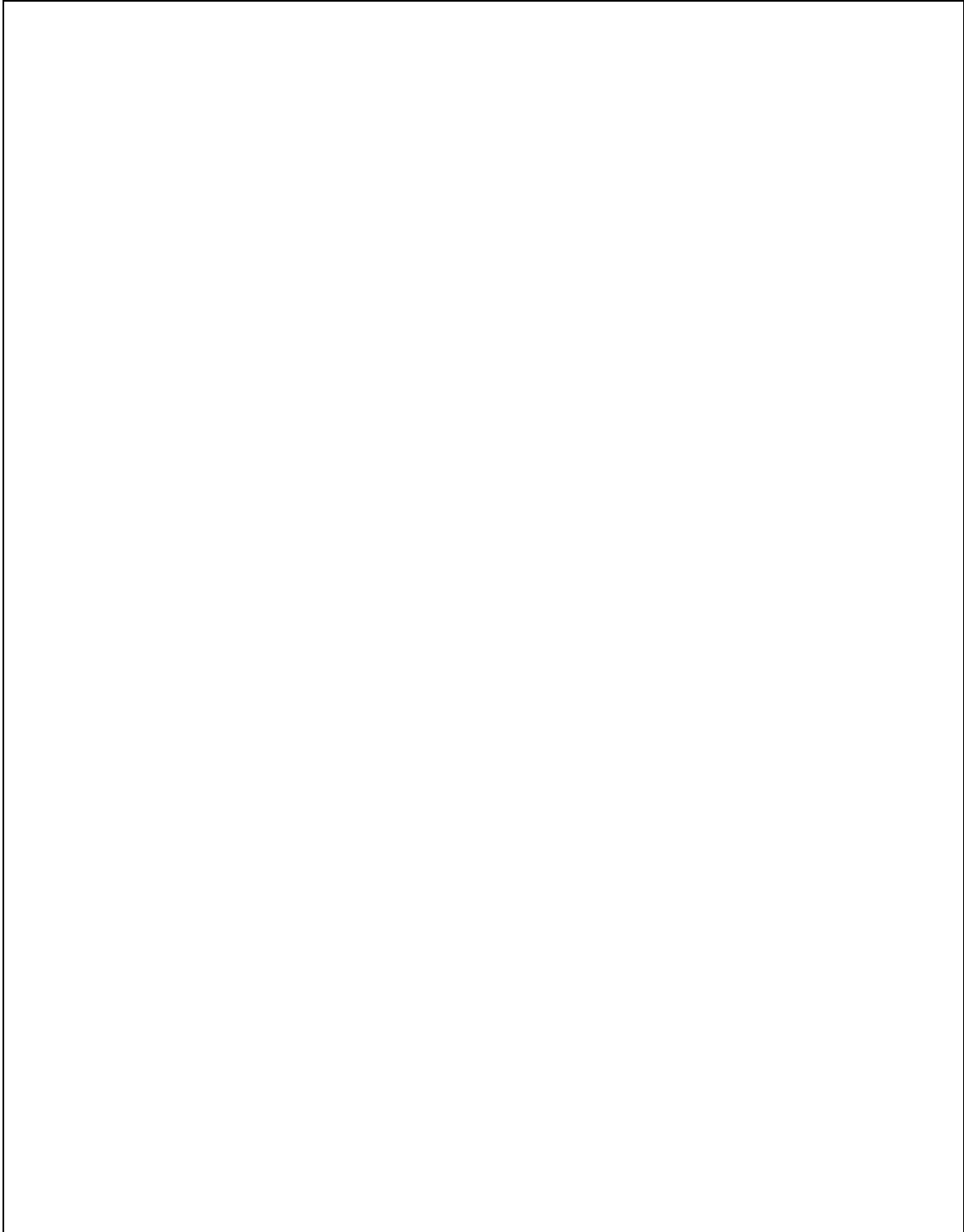
(様式2-1) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(青森県)

① 全体概要



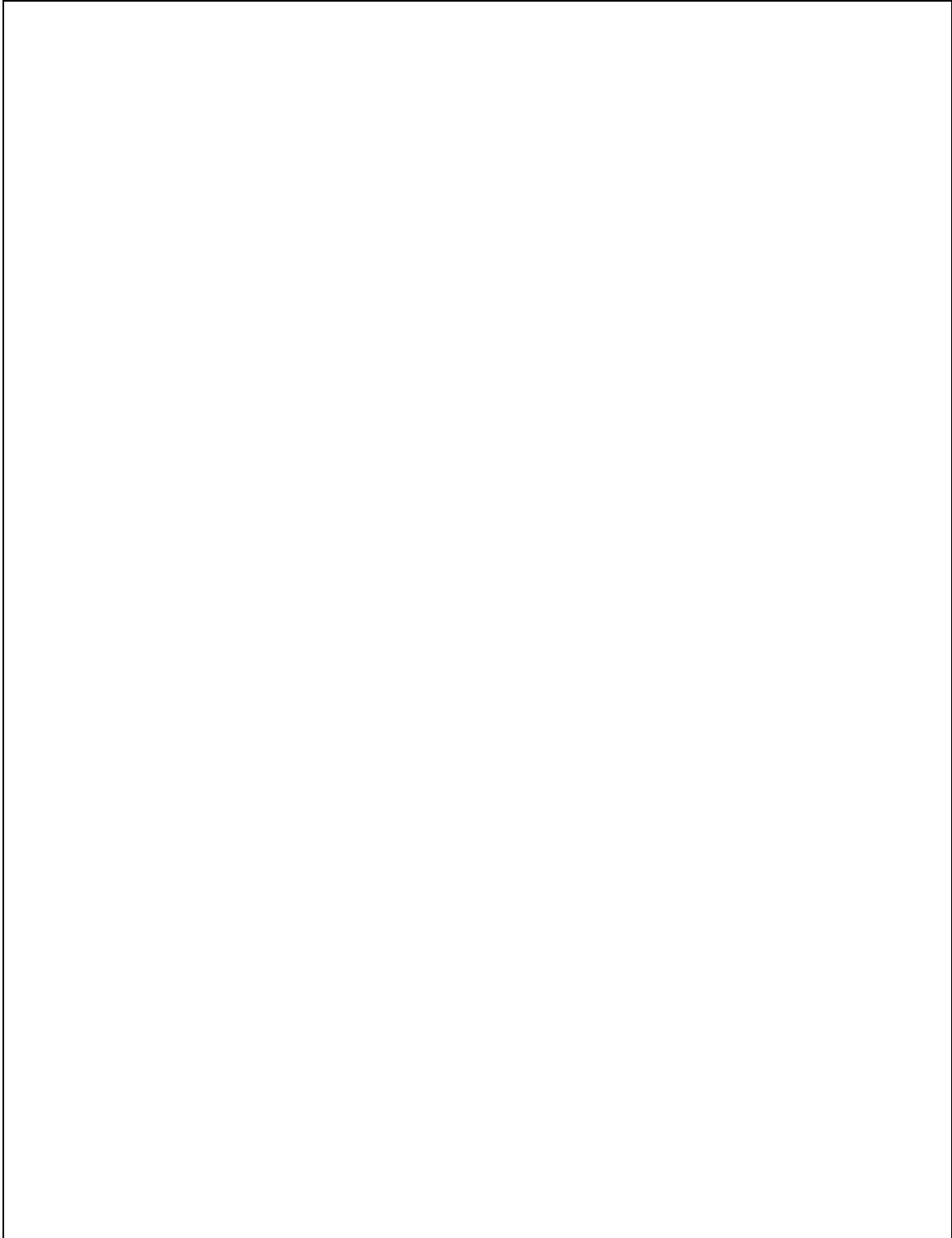
(様式2-1) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(青森県)

- ② 調査研究の枠組みとなる、国の国土交通政策、建設産業政策、地方創生、産業政策、観光政策、エネルギー政策その他の分析



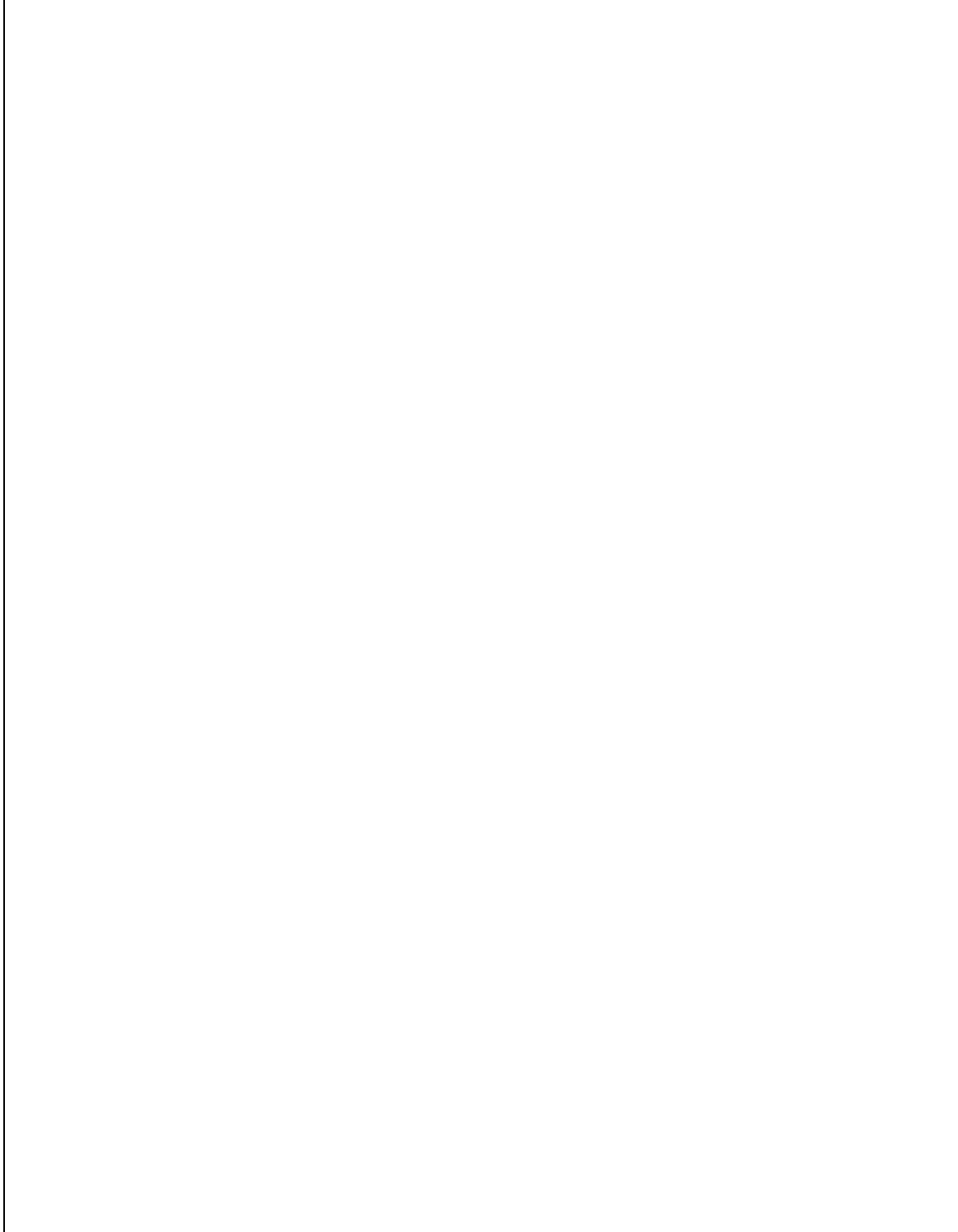
(様式2-1) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(青森県)

- ③ 調査研究の枠組みとなる、青森県の地域経済の状況、建設産業の現況、地域経済再生計画その他施策の動向の分析



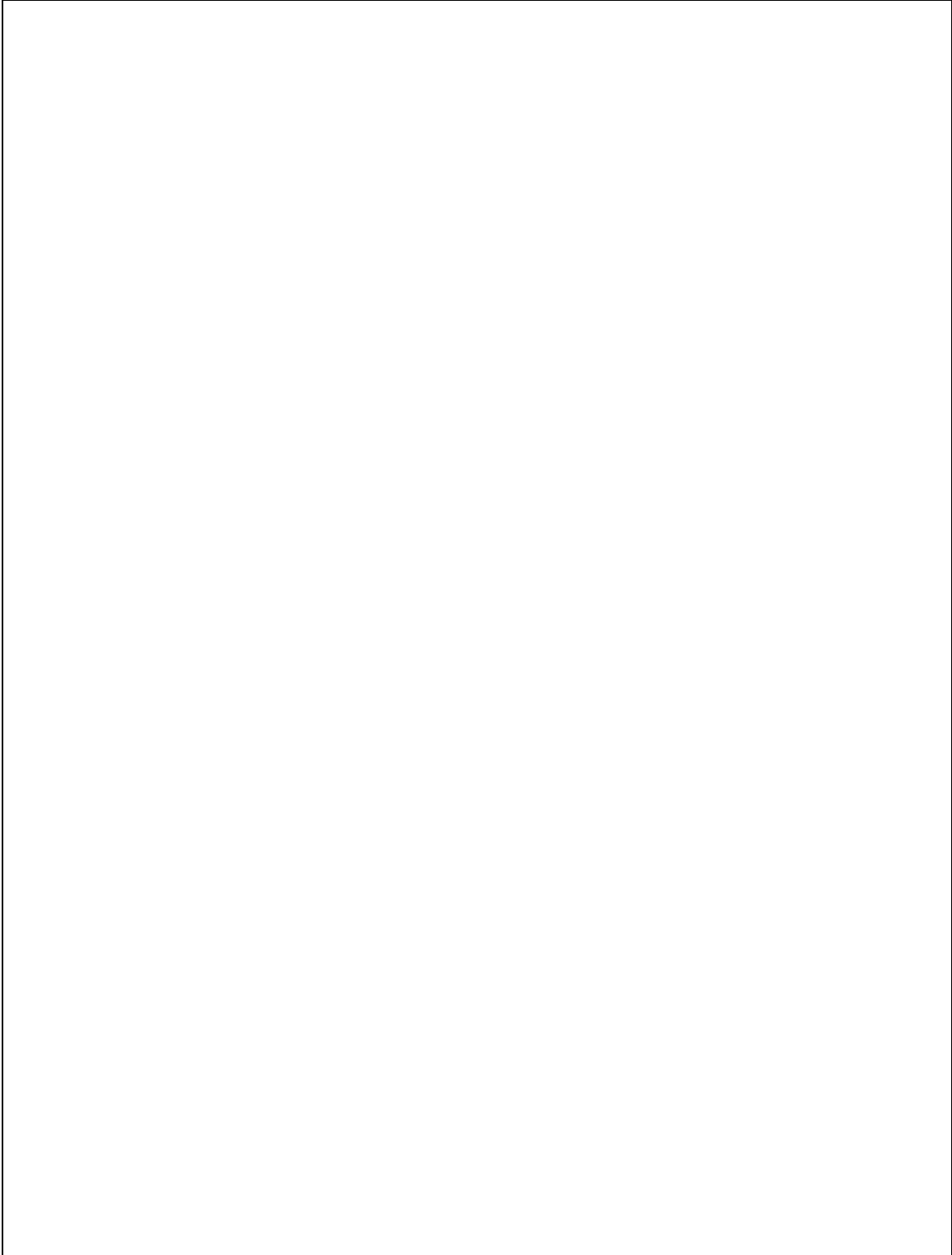
(様式2-1) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(青森県)

④ ③④を踏まえた、調査研究の方法、留意事項、成果の取りまとめ方法その他調査研究の方針



(様式2-2) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(岩手県)

① 全体概要



(様式 2-2) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(岩手県)

- ② 調査研究の枠組みとなる、国の国土交通政策、建設産業政策、地方創生、産業政策、観光政策、エネルギー政策その他の分析

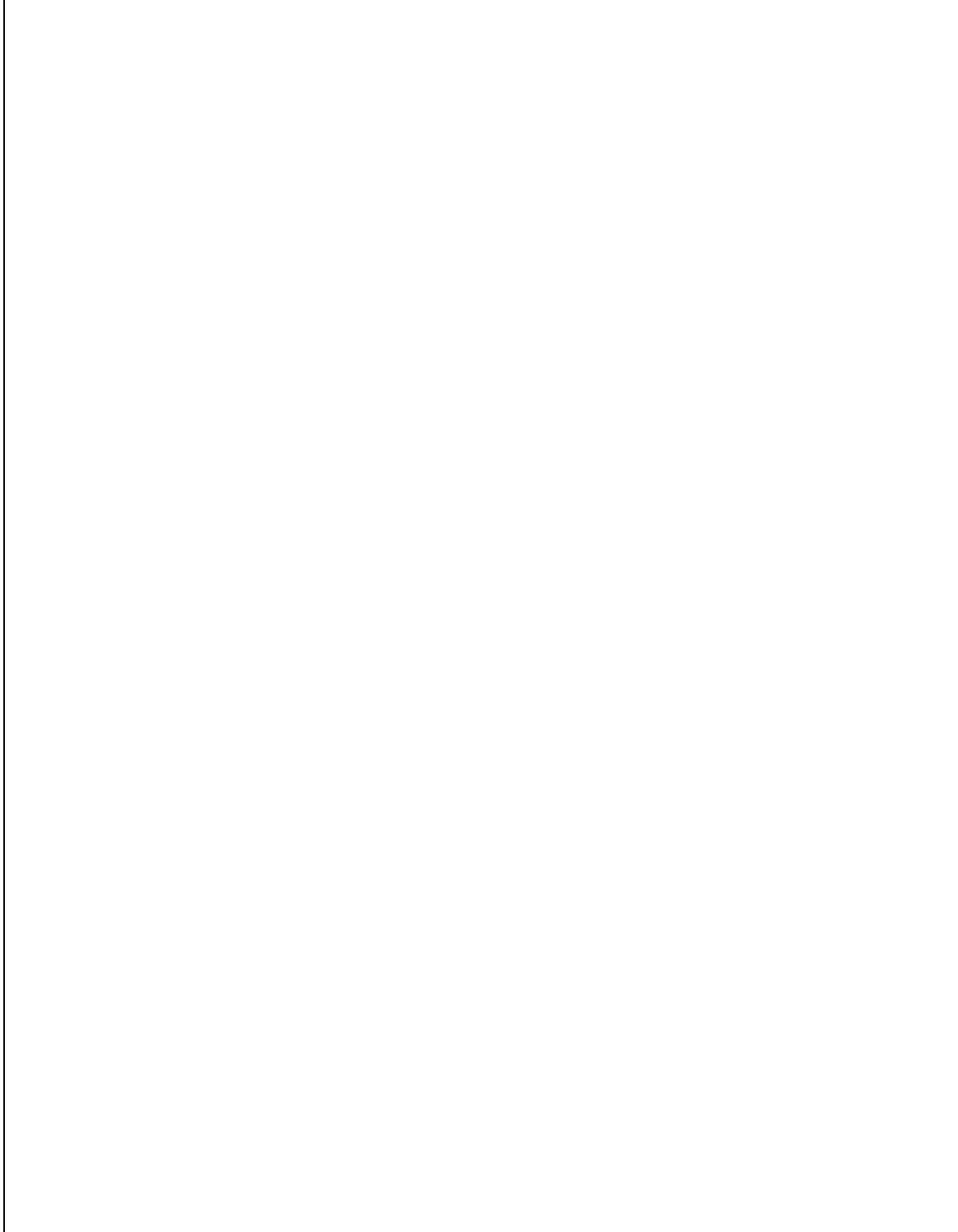


(様式 2-2) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(岩手県)

- ③ 調査研究の枠組みとなる、岩手県の地域経済の状況、建設産業の現況、地域経済再生計画その他施策の動向の分析

(様式2-2) 地域建設産業のあり方に関する調査研究計画(岩手県)

④ ②③を踏まえた、調査研究の方法、留意事項、成果の取りまとめ方法その他調査研究の方針



(様式3) 同種及び類似業務の実績一覧表

①	業務名：		
	発注機関名：	金額： 千円	履行期間： ~
	業務の概要：		
②	業務名：		
	発注機関名：	金額： 千円	履行期間： ~
	業務の概要：		
③	業務名：		
	発注機関名：	金額： 千円	履行期間： ~
	業務の概要：		
⑩	業務名：		
	発注機関名：	金額： 千円	履行期間： ~
	業務の概要：		

※記載は、最大 10 件までとすること。

必要な場合は、上記内容を確認できる書類の提出を求められることがある。